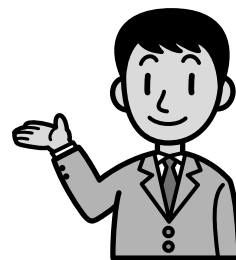


町税は期限内に納めましょう



◎町税は、くらしを支える大切な財源です

皆さんに納付いただく税金は、福祉、医療、教育、ごみ処理などくらしに身近な幅広い行政サービスを安定して行うため、大切な財源として役立っています。

◎税金を滞納するとどうなるのでしょうか

町税には納付期限が定められています。期限を過ぎても納付がないと督促状が発行され、延滞金が課されることとなります。さらに滞納が続くと、財産（給与や年金、預貯金や不動産など）の差し押さえ、差し押さえ財産の取り立てや公売などの滞納処分を行うよう法律で定められています。

◎12月は滞納整理を特に強化します

12月は、「滞納整理強化月間」として、税の公平性を確保するため滞納整理、滞納処分を強化し、全県的に県と市町が協力して積極的な滞納処分を実施することになります。

住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税で納期限を過ぎて未納がある方は、放置せずに必ず納付してください。なお、一括納付が困難な場合は、納税相談を行っていますので、必ず税務課までご相談ください。

県と各市町では、平成20年度から「滋賀地方税滞納整理機構」を設置し、連携・協働して県税と市町税の滞納整理を推進しています。
【日野町の平成20年度差押実施件数・金額：73件 12,616,000円】

◆問い合わせ先

税務課 収納担当

☎ 526570

有線 55093

道路の草刈りはどうしているの？



「住みよいまちづくりへの提案」で、町内にある道路の除草作業について、どのように対応しているのかというお尋ねをいただきました。町の対応について、お伝えします。

◆企画振興課 秘書広報担当

☎ 526550 有線 57783

日野町には、国道、県道、町道が数多くあります。国道は2路線、県道は10路線となっています。町道は350路線で長さが247kmにも及びます。

その道路の維持管理は、国道と県道は滋賀県で、町道は日野町で行っています。

①国道および県道については、滋賀県東近江土木事務所、清掃業務（主には雑草、樹木の除去作業）を業者に委託され、年一回程度実施されています。また、地域住民および企業などの皆さんが、滋賀県がすすめている「近江の美知（みち）普請」に参加し、除草作業をしていただいている区間もあります。

②町道については、自治会等で実施される美化作業の中で清掃をしていただき、おかげさまで多くの皆さんに協力いただいています。役場建設計画課では、危険な箇所について、清掃業務（主には雑草、樹木の除去作業）を業者などに委託していますが、その区間は国道および県道を結ぶ主要な幹線道路としています。

実施日が場所によって異なるため、繁茂する時期もあるかと思っています。今後も道路の維持管理に努めてまいりますので、草刈りなど皆さんの環境美化活動へのご協力をよろしくお願いします。

建設計画課 道路河川担当